

2022年12月22日

石川県知事 馳 浩 殿

石川県社会保障推進協議会

代表委員 飯森 和彦

同 奥村 回

同 桶間 諭

同 橋本 明夫

同 松浦 健伸

## 石川県民のいのちと健康、福祉を守るために 社会保障施策の拡充を求める重点要望書

貴職におかれましてはますますご清栄のことと存じます。県民に開かれた行政のために労を惜しまぬご尽力に心から敬意を表します。

さて新型コロナウイルスの感染拡大は日本の社会保障・雇用保障、日本社会のあり方を根本から問い直す状況をもたらしています。社会保障のあらゆる部面でその脆弱性が浮き彫りになりました。これまで「効率化」「市場化」という掛け声のもと、医療費削減政策が続けられ、急性期のベッドを減らしていく、公立・公的病院を統廃合していく、保健所を減らしていく、それらによって医療や介護福祉の現場は日常的に逼迫状況となっています。

国民の税と社会保障の負担はとどまるところを知らずに増え続け、一方年金は下がり続け、介護サービスなどは制度改定のたびに切り下げられ、介護崩壊ともいふべき状態となりました。そこを新型コロナウイルスが直撃しています。

新型コロナウイルスの感染拡大を通して、医療や介護、そして教育などは、人々が生きていくための土台であり、市場原理、効率化になじまないことは明らかです。国や自治体の施策の第一は、「社会保障や教育の充実」を据えることではないでしょうか。

その立場から、私たちは、県民が笑顔で安心して暮らせるようにしていくために、そして、県民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項の実現を要望致します。宜しくお願い致します。

### I. 新型コロナ感染症拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について

★(1)新型コロナウイルス感染拡大が、元々脆弱であった医療機関・介護・保育所・障害者事業所等の職員体制の不足や経営状況の悪化に拍車をかけています。病床稼働の低下や手術・検査等の延期・中止、受診やサービス利用の抑制による患者・利用者の減少に加え、感染症対策に関わる事業者側の費用負担も高まっています。また、これ以上の患者・利用者の負担は限界です。医療、介護福祉財政への国庫負担割合を増やし、事業者への基本報酬の増加を国に求めてください。当面、物価燃料費高騰への直接的な財政支援を行ってください。

★(2) 政府が削減を計画している公立・公的病院は、コロナ禍の最前線で役割を發揮しています。地域に必要な病床の削減につながる地域医療構想を見直すよう引き続き国に要望してください。

★(3) 日常的に必要な公衆衛生機能を停止することのないように、また保健師等の過酷な労働環境の

改善のために、これまで減らしてきた保健所の増設・保健師の増員をはかってください。

(4) 県として、積極的に無症状感染者の早期発見・対応を行うためにも、希望する方が、いつでも・どこでも・無料でPCR検査を受けられる体制を整備してください。そのための財源を国に強く求めてください。

(5) ワクチン接種について、市町や関係機関と連携をとり、正しい情報提供に努めることや、希望する方が速やかに接種できるようにしてください。

(6) 精神科病院において新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、精神保健福祉法の行動制限の濫用とならないように留意し、良質な治療や支援を受けることができるなど適切な対応が図られるよう対策を強化すること。そのために必要な人員を配置できるよう財政補償を行うとともに配置基準そのものを大幅に引き上げること。精神科病院で入院を継続する場合には必要な、適切なゾーニングのための施設・設備・資材等を国と県の責任で整備・確保し、重症化した場合の受け入れ体制を確保してください。

(7) 医療・介護・福祉関係者に対するメンタルヘルス対策や離職防止対策を強化してください。

(8) 来年1月から始まる生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）の返済については、利用者の負担とならないよう柔軟に対応してください。また長期的な貸付制度ではなく、「特別定額給付金」、「持続化給付金」の追加給付を強く要請してください。

### II. 子育て支援について

★(1) 全国の20の都道府県が「子どもの生活実態調査」を実施しています。石川県として「子どもの生活実態調査」を実施してください。

★(2) 子どもの医療費助成制度において、①助成対象を中学生まで拡大、②一部負担の撤廃を実施してください。

(3) 2019年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の保護者負担化に対して、秋田県のよう

に県として副食費の無償化を実施してください。

(4) 市町別就学援助制度の利用・給付状況について実態をきちんと把握してください。さらに就学援助制度を促進するために沖縄県のように、テレビやラジオを使って制度を周知ください。

☆(5) 小中学校の給食費を無料化が県内自治体で広がっています。県として、学校給食を無料にしてください。

### III. 高齢者の医療・福祉・介護の充実について

(1) 老人福祉法の趣旨を生かして、「75歳以上の高齢者医療費無料制度」を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。

★(2) 補聴器は、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。中等度以下の加齢性難聴者を対象とする補聴器購入費助成を所得制限なしで創設ください。補聴器導入にあたってアフターケアを支援する制度を合わせて創設してください。自治体や医師会と連携し、自治体検診に「聴覚検診」を取り入れてください。

★(3) 2022年介護職養成の専門学校や大学別の定員数・入学者数の推移をお聞かせください。2040年に向けた介護職確保の実現可能な計画をお聞かせください。石川県介護・福祉人材確保養成計画の到達点、確保された人員の推移を資料として提出してください。（到達点・人員の推移は資料でお

示してください)

★(4)介護職員の人材不足は深刻で、介護職員の養成校でも定員割れで、充足率は4割程度と言われています。外国人の活用や無資格者の活用だけでなく、全産業平均より低い処遇の改善と、サービスの質向上に繋がるような専門職種の育成に力を注ぐことが重要です。国に対して、介護従事者の処遇改善を行うことや、人員配置基準を実態に合わせて見直すことを求めてください。また、介護人材の確保については、紹介業者などの高額な手数料が事業者の負担となっています。県としても対策を行うとともに、独自に確保と定着に向けた施策を行ってください。

(5)介護保険料がこれ以上増えないように、石川県単独事業として1号被保険者補助事業を創設してください。

(6)補足給付見直しにより、経済的な負担が増え、施設入所が困難になる高齢者や施設を退所せざるを得ない高齢者が生まれています。改善に向けた県独自の具体的な救済措置を講じてください。

(7)国に対して、下記の意見をあげてください。

① 国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げること。

② 特養ホーム入所対象を要介護1以上に戻すこと。

★③ 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の原則2割化、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。

④ 補足給付(非課税世帯の人の食事・部屋代軽減)に関する政令を2015年以前に改めること。

⑤ 介護従事者処遇改善加算を全額国庫負担方式に戻すこと。

⑥ 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

#### IV. 国民健康保険について

★(1)子どもに係わる均等割保険料(税)について、国の軽減措置に上乗せして、石川県単独事業として、18歳までの子どもの均等割を全額免除してください。

★(2)国保には「年齢が高く、医療費水準が高く、しかも低所得者が多い」という構造的な問題があり、その結果、国保料は健康保険と比べても低所得者に重く、健康保険料の二倍近いという特徴があります。多子世帯減免、障がい・寡婦世帯減免などの減免制度の拡充、国保料(税)負担を軽減するために、県の一般会計からの法定外繰入を実施するなどを実施してください。

(3)国民健康保険の「社会保障の向上と国民保健の向上」の目的にそって、「病気になったらいつでもどこでも誰もが安心して受診できるようにする」ために、①資格証明書の発行停止、②短期証の期間6ヶ月以上での統一、③一部負担減免制度の充実、④限度額認定証の滞納を理由にした交付制限(県内5自治体が制限)の廃止を実施するようにしてください。

(4)窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。県として、「一部負担減免制度の抜本的な拡充提案」を市・町に示して、必要な受診が確保されるようにしてください。

(5)国保運営協議会では被用者保険代表から国保に対する厳しい意見が出されていますが、被保険者から国保の実情の発言がされていません。これでは「幅広い御意見」や「公正性」が確保されていると思えません。被保険者代表を公募し、議論の公平性を確保してください。

#### V. 心身障害者医療費助成制度について

障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例に基づいて以下の施策を実施してください。

★(1)精神保健手帳2級・3級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(三障害同等)当面ただちに、県として2級手帳保持者を対象にしてください。県は「石川県心身障害者医療制度は重度障害者を対象にするが、精神保健手帳2級所持者は重度ではない」と県内の市町に説明をされています。「精神保健手帳2級所持者は重度ではない」と判断する根拠を示してください。

(2)身体障害者手帳3級・療育手帳BII所持者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(3)後期高齢者医療制度に移行しない選択をされた65歳～74歳の障害のある人に、石川県心身障害者医療費助成制度を全額適用(現状=1割助成)できるように改善してください。

#### VI. 生活保護について

★(1)扶養義務者への扶養照会をしないでください。当面、2021年2月26日厚労省援護局通知をには「『扶養義務履行が期待できない者』と判断される場合は扶養照会を行わないものである」と規定されていますが、その趣旨を市・町に徹底ください。

★(2)熱中症予防のための冷暖房器具費(家具什器費)の支給については、冷房のない家に住んでいる世帯を把握し、冷暖房器具費支給の対象となる世帯には必ず制度の案内をしてください。電気代が負担で冷房を使わない話をよく聞きます。冷房の使用を促進するため、夏季加算の支給を国に要望してください。また、2018年3月以前からの受給者にも冷暖房器具費の支給ができるよう国に要望してください。

(3)シングルマザーや独身女性の対応・担当は、女性ケースワーカーを配置することや、家庭訪問も女性ケースワーカーを同行させることを市・町に指導ください。

(4)市町で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時置くこと。また、「生活保護は権利です。」と示した厚労省ホームページへのリンクをホームページに貼るか、分かりやすく明記するなど周知することを市・町に徹底ください。

以上